内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

(傍線部分は改正部分。ゴシック部分は修正部分)

	三及び第二十六条第一項第四号において同	四及び第二十六条第一項第四号において同
	項に規定するものをいう。第三項第七号の	項に規定するものをいう。第三項第七号の
	(平成二十年法律第六十三号)第二条第五	(平成二十年法律第六十三号) 第二条第五
	研究開発等の効率的推進等に関する法律	研究開発等の効率的推進等に関する法律
	革の推進等による研究開発能力の強化及び	革の推進等による研究開発能力の強化及び
	ベーションの創出(研究開発システムの改	ベーションの創出(研究開発システムの改
(新設)	六の二 研究開発の成果の実用化によるイノ	六の二 研究開発の成果の実用化によるイノ
一~六 (略)	一~六 (略)	一~六 (略)
さどる。		
第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつか		
内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条		
びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う		
必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並		
るため、行政各部の施策の統一を図るために		
第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成す	第四条 (略)	第四条 (略)
(所掌事務)	(所掌事務)	(所掌事務)
現行	改正案	修正案

の総合的な整備に関する施策の推進に関す 七の四 研究開発の成果の実用化によるイノ 費の見積りの方針の調整に関すること。	七の三 科学技術に関する関係行政機関の経に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。 科学技術基本計画(科学技術基本法	付金の配分計画に関すること。 業又は事務に要する経費に充てるための交 いて実施されるものとして政令で定める事	七 地方公共団体による自主的な選択に基づ一〜六の二 (略)	3 (略)	2 (略) 六の三〜十八 (略)	整備に関する事項じ。)の促進を図るための環境の総合的な
で総合的な整備に関する施策の推進に関する。 で「ションの創出の促進を図るための環境が見積りの方針の調整に関すること。	七の二 科学技術に関する関係行政機関の経	すること。 定するものをいう。)の策定及び推進に関 成七年法律第百三十号)第九条第一項に規	七の一の二の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の	3 (略)	2 (略) 六の三〜十八 (略)	整備に関する事項じ。)の促進を図るための環境の総合的な
(新設)	新設)	付金の配分計画に関すること。 業又は事務に要する経費に充てるための交	七 地方公共団体による自主的な選択に基づ一〜六の二 (略)	事務をつかさどる。 条第二項の任務を達成するため、次に掲げる条 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前	2 (略) 六の二~十八 (略)	

ること。

七の五~七の九 八〜十四の五 (略) (略)

省の所掌に属するものを除く。)。 0 ほか、防災に関する施策に関すること(他 第七号の九から前号までに掲げるもの

附 則

十六~六十二

(略

十六~六十二

(略)

十六~六十二

(略

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定に 事務については、内閣府の所掌事務としない。 の並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる 二項において同じ。)からの復興に関するも の事故による災害をいう。附則第三条の二第 方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所 び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災 同条第一項第八号並びに第三項第七号の九及 かかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地

2

略

2

略

2

ること。

七の四~七の八

(略)

八〜十四の五

(略)

十 五 省の所掌に属するものを除く。)。 のほか、防災に関する施策に関すること(他 第七号の八から前号までに掲げるもの

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定に 事務については、内閣府の所掌事務としない。 の並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる 二項において同じ。)からの復興に関するも の事故による災害をいう。附則第三条の二第 方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所 び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災 同条第一項第八号並びに第三項第七号の八及 かかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地

七の二~七の六 (略)

八〜十四の五 (略)

十五 省の所掌に属するものを除く。)。 のほか、防災に関する施策に関すること(他 第七号の六から前号までに掲げるもの

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定に 二項において同じ。)からの復興に関するも 事務については、内閣府の所掌事務としない。 同条第一項第八号並びに第三項第七号の六及 の並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる の事故による災害をいう。 び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災 かかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、 方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所 (平成二十三年三月十一日に発生した東北 略 附則第三条の二第 地